

熊本県立大学改革推進委員会 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学改革推進委員会の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 熊本県立大学の改革を推進するための原案を策定するために熊本県立大学改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会は、熊本県立大学に係る次の各号に掲げる事項について検討し、原案を策定する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 公立大学法人化に関する事項のうち次に掲げる事項
 - 組織運営に関する事項
 - 財務会計に関する事項
 - 目標評価に関する事項
- (3) その他改革に関する事項で、委員会が必要があると認める事項

(委員)

第4条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は総務部長をもってあてる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(検討部会)

第6条 委員会に別表2に掲げる検討部会を置く。

- 2 検討部会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は、総務部私学文書課に置き、運営については総務部私学文書課、熊本県立大学事務局及び同学生部が共同して行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要項は、平成16年8月10日から施行する。

別表 1

熊本県総務部長
熊本県総務部次長
熊本県立大学学長
熊本県立大学各学部長
熊本県立大学事務局長
次に掲げる者のうち、知事が選任する者
熊本県立大学（熊本女子大学）出身者
学校関係者
企業関係者

別表 2

組織運営検討部会
教育研究検討部会
財務会計検討部会
目標評価検討特別部会